意見書案第６号

憲法９６条の改定に反対する意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

平成２５年６月２０日提出

提　出　者
　　向日市議会議員　丹　野　直　次
賛　成　者
　　向日市議会議員　杉　谷　伸　夫
　　〃　　和　田　広　茂

憲法９６条の改定に反対する意見書

現憲法は第９６条において、憲法の改定については衆参各議院の総議員の「３分の２以上の賛成」で国会が発議し、国民に提案し、国民投票で過半数の賛成で成立するとしている。しかるに安倍内閣はこれを改定し、国会の発議を衆参各議院の総議員の「過半数の賛成」に引き下げ、憲法を一般の法律並みに改定しようとしている。

憲法は権力者を縛るものであり、改定には一般の法律よりも厳格な手続きが必要だからこそ憲法である。

従って一般の法律以上に改定基準が高いのは当然であり、時の政治の多数派によって、容易に変えられるものであってはならない。

安倍内閣の行おうとしている憲法第９６条の改定は、「政府の権威や合法性が憲法の制限下に置かれていることに依拠する」という立憲主義の否定につながるものである。

よって政府におかれては、以下の事項について適切な対策を講じられるよう強く求めるものである。

記

１．憲法９６条の改定はやめること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２５年６月２０日

京都府向日市議会